

第98号議案

八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例設定について

八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例を次のとおり設定するものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 人員に関する基準（第4条）
- 第3章 施設及び設備に関する基準（第5条・第6条）
- 第4章 運営に関する基準（第7条—第41条）
- 第5章 ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備並びに運営に関する基準
 - 第1節 趣旨及び基本方針（第42条・第43条）
 - 第2節 施設及び設備に関する基準（第44条・第45条）
 - 第3節 運営に関する基準（第46条—第53条）
- 第6章 雑則（第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定に基づき、八王子市における介護

老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者への虐待の防止及び早期発見のため、従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。

6 介護老人保健施設は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。

7 介護老人保健施設は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第4条 介護老人保健施設は、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、医師及び看護師にあつては介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）で定める員数を、その他の従業者にあつては市規則で定める基準による員数を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 薬剤師
- (3) 看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員
- (4) 支援相談員
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- (6) 栄養士
- (7) 介護支援専門員
- (8) 調理員、事務員その他の従業者

第3章 施設及び設備に関する基準

(施設)

第5条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を設けなければならない。この場合において、療養室、診察室及び機能訓練室にあつては基準省令で定めるところにより、その他の施設にあつては市規則で定める基準によらなければならない。

- (1) 療養室
- (2) 診察室
- (3) 機能訓練室
- (4) 談話室
- (5) 食堂
- (6) 浴室
- (7) レクリエーション・ルーム
- (8) 洗面所
- (9) 便所

- (10) サービス・ステーション
- (11) 調理室
- (12) 洗濯室又は洗濯場
- (13) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
(構造設備の基準)

第6条 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、市規則で定める介護老人保健施設の建物の場合は、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた介護老人保健施設の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 前2項に規定するもののほか、介護老人保健施設の構造設備の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項及び第2項に規定する避難階段をいう。以下同じ。）を2以上設けること。ただし、前号の直通階段が屋内の避難階段（建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段をいう。以下同じ。）に該当する場合は、当該直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (3) 廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した介護老人保健施設

であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

- (4) 廊下及び階段には手すりを設け、廊下には常夜灯を設けること。
- (5) 理美容設備その他の入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

第4章 運営に関する基準

(管理者による管理)

第7条 介護老人保健施設を管理する者（以下「管理者」という。）は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、市規則で定める場合は、この限りでない。

(管理者の責務等)

第8条 管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 3 管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(計画担当介護支援専門員の責務等)

第9条 前条第2項の規定により施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者の居宅における生活の可能性について定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等並びに第38条第2項に規定する事故の状況及び処置について記録すること。

- 2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該介護老人保健施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画に含めるよう努めるとともに、当該入所者について、有する能力、置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、当該入所者及びその家族に面接を行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を当該入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、当該入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、当該入所者の家族の希望を勘案して、当該入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の課題、介護保健施設サービスに係る目標及びその達成時期、内容並びに提供上の留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（医師、看護職員その他の介護保健施設サービスの提供に当たる計画担当介護支援専門員以外の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるとともに、当該入所者又はその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画についての実施状況の把握（当該入所者についての継続的なアセスメント

を含む。)を行い、必要に応じ変更を行わなければならない。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

8 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、当該入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、定期的に入所者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めなければならない。

（運営規程）

第10条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 緊急やむを得ない場合に第21条第4項に規定する身体的拘束等を行う際の手続
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第11条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 介護老人保健施設は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさないサービスについては、この限りでない。

3 介護老人保健施設は、従業者の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修（以下「外部研修」という。）その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

（入退所）

第12条 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況及び病状並びに置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。

2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を控除した数を超えている場合は、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、当該入所者の居宅における生活の可能性について、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者間で定期的に協議するとともに、その内容等を記録しなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、当該入所者又はその家族に対し指導するとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第13条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該介護保健施設サービスの提供の開始につい

て当該入所申込者の同意を文書により得なければならない。

- 2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該入所申込者又はその家族の同意を得て、前項の重要事項を電子情報処理組織（介護老人保健施設の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。
- 3 電磁的方法は、入所申込者又はその家族が当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項後段の同意を得た介護老人保健施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び第2項後段の同意をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第14条 介護老人保健施設は、正当な理由なく、介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第15条 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、病院又は診療所の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第16条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第17条 介護老人保健施設は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない入所申込者に対しては、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の受けている要介護認定の更新の申請が、当該要介護認定の有効期間が終了する60日前から30日前までの間に、速やかに要介護認定の更新がなされるよう必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録するとともに、入所に際しては当該入所の日並びに入所する介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては当該退所の日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

(利用料等の受領)

第19条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る当該入所者が負担すべき対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該費用の額とする。次項において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護老人保健施設は、前2項に定める場合において入所者から支払を受ける

額のほか市規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

- 4 介護老人保健施設は、前項に規定する費用の額に係る介護保健施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該介護保健施設サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、市規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、当該介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付しなければならない。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第21条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、療養を適切に行わせなければならない。

- 2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導し、又は説明しなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該介護保健施設サービスの提供を受ける入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、市規則で定める緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。
- 6 介護老人保健施設は、提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(診療の方針)

第22条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上必要な診療を行うこと。
- (2) 常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、当該入所者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に入所者の病状、心身の状況及び置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。
- (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第23条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状から当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院（当該介護老人保健施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。以下同じ。）その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の診療を求める等適切な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設の医師は、みだりに入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- 3 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、当該往診又は通院に係る病院若しくは診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、当該情報に基づき適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第24条 介護老人保健施設は、入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第25条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきするとともに、入所者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 介護老人保健施設は、褥瘡^{じょくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

4 介護老人保健施設は、前3項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第26条 介護老人保健施設は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好^しを考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事を行わせるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第27条 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第28条 介護老人保健施設は、必要に応じ、入所者のためのレクリエーションその他交流行事を行うよう努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、常に入所者とその家族との連携及びその交流等の機会の確保に努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第29条 介護老人保健施設は、入所者が正当な理由なく、介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第30条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第31条 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、市規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第32条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力病院を定めなければならない。

2 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該介護老人保健施設との間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。次条において同じ。）を定めなければならない。

(掲示)

第33条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、協力歯科医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第34条 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た

入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者又はその家族に関する情報を提供する際は、入所者の情報については当該入所者の同意を、その家族の情報については当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得なければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第35条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該介護老人保健施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護老人保健施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第36条 介護老人保健施設は、入所者及びその家族からの介護保健施設サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスについて、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第1

92号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項において同じ。)が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第37条 介護老人保健施設は、運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 介護老人保健施設は、運営に当たっては、市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 介護老人保健施設は、事故の発生及び再発を防止するため、市規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第39条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携体制並びに地域との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(会計の区分)

第40条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第41条 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を整備しなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から2年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第12条第4項に規定する居宅における生活の可能性についての協議の内容等の記録

(3) 第18条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録

(5) 第29条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第38条第2項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第5章 ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備並びに運営に関する基準

第1節 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第42条 第1章、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(ユニット型介護老人保健施設の基本方針)

第43条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰に向けて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配

慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者への虐待の防止及び早期発見のため、従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。
- 5 ユニット型介護老人保健施設は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。
- 6 ユニット型介護老人保健施設は、その事業活動を通じて障害者就労施設等の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

第2節 施設及び設備に関する基準

(施設)

第44条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を設けなければならない。この場合において、ユニット（療養室に限る。）、診察室及び機能訓練室にあつては基準省令で定めるところにより、その他の施設にあつては市規則で定める基準によらなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 診察室
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) サービス・ステーション
- (6) 調理室
- (7) 洗濯室又は洗濯場

(8) 汚物処理室

- 2 機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

第45条 ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、市規則で定めるユニット型介護老人保健施設の建物の場合は、準耐火建築物とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたユニット型介護老人保健施設の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 3 前2項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段が屋内の避難階段に該当する場合は、当該直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (3) 廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型介護老人保健施設であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。
- (4) 廊下及び階段には手すりを設け、廊下には常夜灯を設けること。
- (5) 理美容設備その他の入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

第3節 運営に関する基準

(運営規程)

第46条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及び各ユニットの入居定員
- (5) 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (9) その他施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第47条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮し、市規則で定める配置を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさないサービスについては、この限りでない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第48条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて、入居者がそれぞれの役割を

もって生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

- 3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、当該介護保健施設サービスの提供の方法その他必要な事項について、説明しなければならない。
- 6 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該介護保健施設サービスの提供を受ける入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、市規則で定める緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護老人保健施設は、提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第49条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が病状及び心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう支援しなければならない。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、入居者に入浴の機会を1週間に2回以上提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じ、排せつの自立

について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えなければならない。

- 5 ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型介護老人保健施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を支援しなければならない。
- 7 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第50条 ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入居者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第51条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好^しに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者とその家族との連携及びその交流等の機会の確保に努めなければならない。

(定員の遵守)

第52条 ユニット型介護老人保健施設は、各ユニットの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第53条 第7条から第9条まで、第12条から第20条まで、第22条から第24条まで、第27条、第29条及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第8条第3項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第9条第1項第4号中「第36条第2項」とあるのは「第53条において準用する第36条第2項」と、「第38条第2項」とあるのは「第53条において準用する第38条第2項」と、第13条第1項中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する重要事項に関する規程」と、第41条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第53条において準用する第12条第4項」と、同項第3号中「第18条」とあるのは「第53条において準用する第18条」と、同項第5号中「第29条」とあるのは「第53条において準用する第29条」と、同項第6号中「第36条第2項」とあるのは「第53条において準用する第36条第2項」と、同項第7号中「第38条第2項」とあるのは「第53条において準用する第38条第2項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第8条第1項の規定により法第94条第1項の規定による開設の許可を受けたとみなされる介護老人保健施設であつて、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準（昭和63年厚生省令第1号。以下「老人保健施設基準」という。）附則第2条第1項又は第3条の規定の適用を受け平成12年4月1日前から存するものの構造設備（当該適用に係る部分に限る。以下この項において同じ。）については、老人保健施設基準附則第2条第1項の規定の適用を受ける構造設備にあつては

第6条第3項第3号の規定、老人保健施設基準附則第3条の規定の適用を受け
る構造設備にあつては第6条第3項第1号（エレベーターに係る部分に限る。）
の規定は、適用しない。

- 3 平成14年4月1日以前に医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1
項の開設の許可を受けている病院の建物（同日において存するもの（基本的な
構造設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築さ
れた部分を除く。）に限る。）内の療養病床（同条第2項第4号に規定する療
養病床をいう。以下同じ。）若しくは一般病床（同項第5号に規定する一般病
床をいう。以下同じ。）又は医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律
第141号）附則第2条第3項第4号に規定する経過的旧その他の病床若しく
は同項第5号に規定する経過的旧療養型病床群に係る病床を転換して平成18
年3月31日までに開設され、又は増設された介護老人保健施設であつて第6
条第3項第3号の規定に適合しないもの（当該転換に当たって当該規定に適合
させることが困難であつたと認められるものに限る。）の廊下幅（当該転換に
係る部分に限る。）における同号の規定の適用については、同号中「1.5メ
ートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、
既存建物の改修により整備した介護老人保健施設であつて、廊下の一部の幅を
拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認め
られる場合は、この限りでない」とあるのは、「1.2メートル以上（中廊下
にあつては、1.6メートル以上）とすること」と読み替えるものとする。
- 4 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律
第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するもの
とされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定
する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は
一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、
精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成
30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床若しくは療養病床又は
当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該
病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭
和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）

その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び第6項において同じ。)を行って介護老人保健施設を開設しようとする場合における当該転換に係る建物については、第6条第1項の規定は適用しない。

5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設しようとする場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターにおける第6条第3項第1号の規定の適用については、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」と読み替えるものとする。

6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設しようとする場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下における第6条第3項第3号及び第45条第3項第3号の規定の適用については、第6条第3項第3号中「1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した介護老人保健施設であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とすること」と、第45条第3項第3号中「1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型介護老人保健施設であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じ

ないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「1. 2メートル以上（中廊下にあっては、1. 6メートル以上）とすること」と読み替えるものとする。

7 平成18年4月1日前から存する療養病床若しくは一般病床であって、かつ、同日以降療養病床若しくは一般病床から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。）又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。）における第6条第3項第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「1. 5メートル以上（中廊下にあっては、1. 8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した介護老人保健施設であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは、「1. 2メートル以上（中廊下にあっては、1. 6メートル以上）とすること」と読み替えるものとする。

8 平成17年10月1日前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日以降に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、介護老人保健施設であってユニット型介護老人保健施設でないものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設が、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）による改正後の基準省令第2章及び第5章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を市長に申し出た場合は、この限りでない。

（一部ユニット型介護老人保健施設に係る経過措置）

9 平成17年10月1日以前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日において建築中であって、同日後に同項の規定による開設の許可を受けたものを含む。以下「平成17年前介護老人保健施設」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に

関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の基準省令（以下「介護老人保健施設旧基準」という。）第51条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設であるもの（平成23年9月1日に改修、改築又は増築中の平成17年前介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）であって、同日以降に介護老人保健施設旧基準第51条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設に該当することとなるものを含む。）については、同日以降最初の指定の更新までの間は、次項から第21項までの規定によることができる。

- 10 一部ユニット型介護老人保健施設の基本方針は、各ユニットで入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第43条に、それ以外の部分にあつては第3条に定めるところによる。
- 11 一部ユニット型介護老人保健施設の施設は、ユニット部分にあつては第44条に、それ以外の部分にあつては第5条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理場については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設定をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設定とすることができる。
- 12 一部ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は、ユニット部分にあつては第45条に、それ以外の部分にあつては第6条に定めるところによる。
- 13 一部ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
 - (4) ユニット部分のユニットの数及び各ユニットの入居定員
 - (5) ユニット部分の入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) ユニット部分以外の部分の入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (10) その他施設の運営に関する重要事項

1 4 一部ユニット型介護老人保健施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第47条に、それ以外の部分にあつては第11条に定めるところによる。

1 5 一部ユニット型介護老人保健施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第53条において準用する第19条に、それ以外の部分にあつては第19条に定めるところによる。

1 6 一部ユニット型介護老人保健施設の介護保健施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第48条に、それ以外の部分にあつては第21条に定めるところによる。

1 7 一部ユニット型介護老人保健施設の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分においては第49条に、それ以外の部分にあつては第25条に定めるところによる。

1 8 一部ユニット型介護老人保健施設の食事は、ユニット部分にあつては第50条に、それ以外の部分にあつては第26条に定めるところによる。

1 9 一部ユニット型介護老人保健施設のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第51条に、それ以外の部分にあつては第28条に定めるところによる。

2 0 一部ユニット型介護老人保健施設の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第52条に、それ以外の部分にあつては第30条に定めるところによる。

2 1 第7条から第9条まで、第12条から第18条まで、第20条、第22条から第24条まで、第27条、第29条及び第31条から第41条までの規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第8条第3項中「この章」とあるのは「附則第13項から第21項まで」と、第9条第1項第4号中「第36条第2項」とあるのは「附則第21項において準用する第36条第2項」と、「第38条第2項」とあるのは「附則第21項において準用する第38条第2項」と、第13条第1項中「運営規程」とある

のは「附則第13項に規定する重要事項に関する規程」と、第41条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「附則第21項において準用する第12条第4項」と、同項第3号中「第18条」とあるのは「附則第21項において準用する第18条」と、同項第5号中「第29条」とあるのは「附則第21項において準用する第29条」と、同項第6号中「第36条第2項」とあるのは「附則第21項において準用する第36条第2項」と、同項第7号中「第38条第2項」とあるのは「附則第21項において準用する第38条第2項」と読み替えるものとする。

